

1. 本論文の目的と必要性

本論文は、1905年以後日本の植民地支配下における韓国（1910年日韓併合以後は朝鮮と称する）において、日本政府及び朝鮮総督府が植民地統治のために展開した映画政策を整理分析することをテーマとしている。究極的には植民地統治において映画がどのように利用され、そのために如何なる統制策が行われたのかを究明することが本研究の目的である。

本論文が扱おうとしているテーマと目的をもった研究は現在の韓国において皆無といっても過言ではない。ただし、植民地時代の末期に当る1940年以後についてはある程度研究されており、「受難期」、「暗黒期」、「抹殺期」等の時期区分で記述されているが、その内容においては叙述者の観点にまだ客観性が欠如して、感傷的、尚主観的であるという指摘がある。

韓国における韓国映画史の研究において植民地時代の映画政策の部分が空白状態である原因は、文献資料の不足、当時の映画の不在、そして民族感情という三つの理由があると思われる。

特に、韓国映画史関連の研究書における植民地時代の記述部分が殆ど同じなのは、韓国国内においての植民地時代の映画文献資料に限られているからである。韓国国内で入手できる映画文献資料には当時の僅かな新聞や雑誌そして朝鮮総督府の官報が主要資料になっているのみである。

しかし、最近の韓国における植民地時代の映画研究についての環境は大分変わってきている。それは、植民地時代に作られた一般劇映画及び国策映画が多数発掘されて韓国映像資料院で公開されたことが契機となっている。1942年映画国策化の一環として行なわれた朝鮮映画新体制の構築以後に製作された『若き姿』（1943年）、『望楼の決死隊』（1943年）、『愛の誓い』（1945年）の3本の国策映画が1989年2月と3月に東宝から韓国映像資料院に渡された。

さらに、『軍用列車』（1938年）、『魚花』（1939年）、『家なき天使』（1941年）、『志願兵』（1941年）が、2004年11月に中国電影資料館(China Film Archive)に保管されているのが確認され、同年12月に韓国映像資料院に引き渡された。日中戦争以後の植民地時代末期における国策映画の研究に大変貴重な資料が発掘されたのである。

「暗黒期」、「抹殺期」と呼ばれる韓国映画史初期にあたる植民地時代の映画界については再照明される必要があると思う。なぜならば、伊藤博文が植民地統治のために映画を利用した韓国統監府時代（1905～1910年）の韓国映画界は全く初期の段階にあり、映画の製作は勿論、興行においてもインフラがほとんど整っていなかった。韓国で映画が最初に上映されたのも、その時期については未だに異論が多いが、当時の文献資料から証明できるのは1903年（明治36）6月のことである。最初の映画専門常設館である京城高等演芸館が開館されたのも1910年（明治43）になってからのことである。こうした韓国映画草創期において映画は日韓両国でどのように製作・上映されたのであろうか。又映画が大衆化していない当時の韓国において観客にどう受け入れられたのか、大変興味深いことである。

又、朝鮮総督府による植民地時代の映画政策は近代までその影響が残っていた。1930年代から始った文化映画、ニュース映画の強制上映、映画館での臨検などは1980年代末に韓国が民主

化されるまで続いており、映画検閲は1996年に憲法違反と裁かれるまで植民地時代の産物として残っていた。朝鮮総督府が同化政策、戦争動員のために制定した映画政策を、韓国の為政者たちは最近まで受け継ぎ、政権の維持に利用したのである。

つまり、植民地時代の映画政策についての研究は、韓国映画史の初期から現代にわたる映画政策の研究にもつながり、植民地時代の映画と文献資料の発掘と共に益々その必要性が高まっていくものと考えられる。

2. 研究範囲と論文の構成

本論文では植民地統治期間にわたって日本政府と朝鮮総督府がとった映画政策を、映画の利用と統制に大別して第1部と第2部でそれぞれ記述することにする。

第1部では、第1章で1905年（明治38）以後から日韓併合頃まで伊藤博文による日韓融和のための映画利用を、第2章では1919年（大正8）独立運動を契機として設立された「活動写真班」が朝鮮人同化と内鮮融和のために行なった映画利用を、そして第3章では1920年代半ば頃から日中戦争の直前まで展開された「活動写真班」による社会教化活動を取上げる。

第2部ではさらに積極的に映画を利用するために、朝鮮総督府が展開した映画統制策と映画の国策化について記述する。朝鮮総督府による映画統制の施行過程は、各道での興行及び興行場の規制といった初期段階から「朝鮮映画令」による映画の国策化に至るまで、五つの段階に大別できる。

第1期 映画草創期～1926年：初期映画規制

各地方別に特別な映画規制法令が無いまま、地方警察が興行物と興行場の取締規制に基いて規制した。

第2期 1926年～1934年：映画検閲の全国統一

日本国内で1925年に制定された映画取締令「活動写真フィルム検閲規則」と同一の規制案により全国的に統一的な検閲を行なった。

第3期 1934年～1937年：映画の初期国策化の時期

朝鮮総督府が新しく実施した「活動写真映画取締規則」による文化映画の強制上映と外国映画上映の制限等、日本政府による映画国策の一環として統制した。

第4期 1937年～1942年：映画国策化と新体制の構築

戦争動員を目的としたメディア統制のために「朝鮮中央情報委員会」を新設して映画を強力に統制し、映画の国策利用の為に「朝鮮映画令」に基いて映画機構を統廃合した。

第5期 1943年～1945年：臨戦体制下における映画国策化

朝鮮映画新体制下において国策映画のみを製作・上映するようになった。

第2部ではこれを、公安維持と風俗保護という名分の下に製作と興行に対する検閲と規制が施行された第1、2、3期を第4、5章で、臨戦体制下に映画を国策として戦争動員に利用するために統制した第4、5期を第6、7、8章でそれぞれ述べることにする。

3. 本文のまとめ

1905年（明治38）から1945年（昭和20）までの植民地時代に韓国統監府（1905～1910）、朝鮮総督府（1910～1945）及び日本政府が行なった朝鮮映画の利用と統制政策の特徴は次の四つにまとめられる。

1. 映画の利用と統制は朝鮮人同化政策の一環として行なわれた。
2. 朝鮮総督府による映画政策は日本の映画政策を基に展開された。
3. 朝鮮においては植民支配の最後まで映画製作と配給が朝鮮独自に行なわれた。
4. 新体制構築以後に製作した朝鮮映画全ては国策映画であった。

朝鮮人同化のための映画政策

日本による朝鮮植民地統治の根本目標は朝鮮人同化であった。1900年を前後して世界の弱小国では列強による植民地支配の争奪戦が展開していた。当時の世界列強による植民地政策は、大きく従属、同化、自主の三つの主義に分けられる。フランスのジロー（Girault）は‘従属主義は植民地の反乱のために、自主主義は植民地の独立のために、結局は本国がその植民地を失う恐れがあるので、同化主義が最良の植民地統治政策だ’と主張した。同化主義とは本来フランスから始まり、本国と全く同一な待遇を与えて植民地を本国の延長と見做すものである。日本ではこの同化主義という植民地支配イデオロギーに古来の同祖論が混じった同化政策が、1905年以後40年間にわたる朝鮮植民地統治の根本理念となった。

朝鮮総督府初期から始まった同化政策は、満州事変や日中戦争を経て太平洋戦争に至るまで、朝鮮を兵站基地化するために段々と強化されていった。朝鮮人同化政策の推移について1905年（明治38）から1945年（昭和20）の終戦までを大きく三つに分けることができる。

第1期 1905年～1919年：朝鮮人同化政策

日韓条約により韓国の外交権が奪われて植民地になってから、朝鮮民衆の激しい独立運動が起きた1919年（大正8）までは強圧的な同化政策が敷かれた。

第2期 1919年～1937年：文化政治による「内鮮融和」政策

1919年（大正8）の独立運動後、日中戦争が起こる1937年（昭和12）までは文化政治という懐柔政策による「内鮮融和」を図った。

第3期 1937年～1945年：「皇国臣民化」政策

日中戦争以後1945年（昭和20）の終戦までは朝鮮の兵站基地化及び戦時動員のため

に「内鮮一体」を理念とした「皇民化政策」が展開された。

日本政府と朝鮮総督府はこのような政策の展開に沿って朝鮮人を同化するために、映画を重要な手段として用いた。植民地初期の韓国統監府において伊藤博文が行なった初期同化政策は、東洋平和を標榜した「日韓融和」政策に表出された。1905年韓国の外交権を剥奪して日本の保護国とし事実上韓国を植民地化した伊藤は、両国各地を巡回演説して東洋平和のためには「日韓融和」が何よりも重要であることを主張した。伊藤は演説の場面や日本と韓国の風物等をフィルムに収めて両国の民衆に披露し、相互理解を深めることで「日韓融和」を図ろうとした。彼が展開した映写活動は、映画草創期の朝鮮において大変な話題を呼び起した。

日韓併合以後の同化政策はさらに露骨で、朝鮮総督府の全ての政策の根幹となった。第一代目の寺内正毅総督と第二代目の長谷川好道総督は武力的な統制による同化政策をとり、この時期の新聞、雑誌、映画等のメディアは同化政策の障壁になるとの理由で取締られた。しかし、1919年に起きた朝鮮民衆の独立運動という強い抗日運動のために、武断政治という抑圧政策は進路変更せざるを得なくなった。第三代目の齋藤実総督は朝鮮人同化のための懐柔政策の一環として「内鮮融和」を標榜し、代表的な啓発宣伝メディアとして映画を利用した。

朝鮮総督府は映画利用を効率的に遂行するため、1920年（大正9）官房文書課に「活動写真班」を設置した。「活動写真班」の設立後早速、相当数の宣伝用長編記録映画及び劇映画が製作され、巡回映写も朝鮮内外の広域において頻繁に行われるようになった。

朝鮮総督府の「活動写真班」による映画製作・上映は官庁の映画利用の面において日本より進んでおり、台湾総督府文教局の「映画班」と満鉄の「映画班」よりも早くから活動を開始していた。このことは韓国初期映画に甚大な影響を与えたに違いないのだが、韓国の映画史において全く言及されていない。朝鮮総督府の末期まで宣伝、教化及び啓発活動を続けた「活動写真班」（後に「映画班」として称される）の動向を整理することは韓国の初期映画史の定立にも欠かせないと思う。

同班の動向を研究するに当たり、その活動内容から三つの時代に分けることができる。第1期は、同班の設立から1920年代の中盤までで、齋藤実総督による文化政治の宣伝手段として映画が利用された時期である。第2期は、1920年代の中盤から日中戦争が勃発する直前の1937年にかけて映画利用の範囲が広がり、社会全般にかけて民衆教化のために映画が利用された時期である。第3期は、戦時下総動員体制における朝鮮兵站基地化のための皇民化政策の一環として映画が利用された時期である。

朝鮮独自の映画政策

朝鮮総督府による映画政策は日本の映画政策を基盤にして施行された。「興行及び興行場の取締」、「活動写真フィルム取締規則」、「朝鮮映画令」等の統制策を始めとする各種の映画政策は、まず日本で研究され、実行されたものが殆どである。

しかし、同じく日本の植民地だった台湾とは異なり、朝鮮では映画の製作と配給に関しては植民地時代全期間を通して朝鮮独自のシステムで運営された。例えば、生フィルムの不足によ

り、日本内閣情報局が朝鮮での映画製作を中止させ、日本の映画臨戦体制下に組み込もうとしたが、朝鮮総督府はそれに反対して朝鮮独自の映画新体制を強く主張した。

当時日本の3分の1に当たる2,400万人の朝鮮半島在住朝鮮人を皇国臣民化するための独自の国策映画が必要だったことと、もう一つは日本や満州等の他の地域に朝鮮の事情を理解させ、もっと親近感を持たせる手段として朝鮮独自の映画が必要だったからである。それに当時朝鮮人の7割は日本語を理解できなかったので日本産の映画を朝鮮人の同化に直接利用するのは不可能に近く、又、演芸等娯楽機関の少ない朝鮮では映画が最大の娯楽であり、映画が吸収する観客は年間2,000万人（1943年）を超えており、皇民化のためには朝鮮独自の映画がどうしても必要だったに違いないと思われる。

朝鮮独自の映画製作と配給についての朝鮮総督府側の主張は、伊藤博文時代から朝鮮人同化と内鮮融和のために行われた映画利用と相変わらぬ理由があった。

皇国臣民化のための朝鮮映画の国策化

1937年日中戦争が勃発すると、南次郎総督は「内鮮融和」という同化スローガンを「内鮮一体」へと極大化していった。この同化政策は、日中戦争から太平洋戦争にかけて朝鮮人を「完全な皇国臣民」として作り上げ、戦争に動員することを目的とした。「皇国臣民化」政策は、神社参拝、宮城遥拝、日の丸旗掲揚、「皇国臣民誓詞」の暗唱、日本語の常用、志願兵制度、創氏改名等、総ての戦時下政策の基になり朝鮮総督府における戦時下動員政策の最大の成果であった朝鮮人徴兵制の実施に論理性を与えたのである。

この時期の朝鮮総督府による映画政策は映画の国策化を進めることにあり、朝鮮映画は戦争動員のために機能した。朝鮮映画界の新体制以後に製作、配給された映画は全てが、陸海軍志願制の宣伝、徴兵制実施の宣伝、銃後の物資動員、内鮮一体思想の徹底による皇国臣民化等をテーマとした国策映画だった。

4. 文献資料について

本論文の研究において参考とした文献は、朝鮮総督府及び日本で刊行された日本語の資料が大部分である。植民地期間中には韓国語の映画専門誌は発行されておらず、韓国語の映画資料は文学誌や新聞等に掲載された記事しかない。

本研究中に最も役立った参考文献は、当時発行された日本の映画専門誌である。『活動写真界』、『横田商会活動写真定価表』、『キネマ旬報』等には韓国統監伊藤博文の映画利用がわかる貴重な資料が掲載されている。『日本映画年鑑』は1924年（大正13）以後終戦にかけての朝鮮における各種の映画統計と映画動向についての資料が多数記録されている。その他『国際映画新聞』、『映画評論』、『映画の友』、『映画旬報』、『日本映画』等から朝鮮総督府により推進された国策映画や文化映画の状況がよくわかる。

単行本として『映画国策の概況』、『映画国策の提唱』、『アジア映画の創造及び建設』、

『映画法解説』、『映画政策論』、『朝鮮映画統制史』等は朝鮮映画界の映画国策化の研究の参考になった。又、田中順一郎の『日本映画発達史』と『日本教育映画発達史』には伊藤博文の朝鮮における映画利用について当時の吉澤商店や横田商会の関係者とのインタビュー、一部フィルムのカットも紹介されており、韓国映画草創期の研究に貴重な資料を提供してくれた。

特に本研究においては朝鮮総督府が発行した当時の多様な文献を発掘して参考にした。『活動写真フィルム検閲概要』は日本の有斐閣が1929年（昭和4）発行した『活動写真の保護と取締』の朝鮮版のようなものである。朝鮮総督府が全国的に統一して行なった最初の映画検閲実施直後、1926年（昭和元年）8月から翌年7月までの1年間に朝鮮で実施された検閲事務を記録した文献である。当時朝鮮で製作された映画は勿論、輸入された全ての映画をジャンル別に分類、その検閲処分内容などが記録されており、日本の植民地時代初期の映画統制状況に関する貴重な文献といえる。これは本研究中に韓国の国立中央図書館で見つかり、韓国映画史の研究において初めて参考文献として取り上げることができた。

朝鮮総督府の発行資料として最も多く参考及び引用したのは『朝鮮』誌である。同誌は総督府が植民地統治全期間を通じて月刊誌として発行したもので、同府の官報のようなものであった。ここには1920年（大正9）から「活動写真班」による映画製作状況や同班による日本と朝鮮での映写活動の動向についての記事が数多く掲載されている。『朝鮮』誌も従来の韓国映画史研究において引用の例を見ない。今後、植民地時代の映画研究に大いに利用する価値があると思われる。

同誌以外にも朝鮮総督府が発行した資料の中で本論文の参考とした主要文献には、『朝鮮事情』、『朝鮮総督府キネマ』、『施政二十五年史』、『施政三十年史』、『朝鮮総督府官報』等がある。

本研究においては韓国映画史の初期における文献資料をできるだけ多く発掘するために、最近出版された著述書からの引用は避けて、なるべく当時の資料を参考文献として利用した。その中でも特に日本語文献は従来の韓国での映画史研究では殆ど取上げられたことがない。これらの文献資料が今後関連研究において積極的に利用されることを期待するところである。